



平成 28 年 2 月 10 日

各 位

会社名 株式会社長府製作所
代表者名 代表取締役社長 橋本 和洋
(コード番号 5946 東証第 1 部)
問合せ先 取締役総務部長 川上 康弘
(TEL083-248-2777)

定款の一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 28 年 3 月 25 日開催予定の第 62 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、本日付けの「監査等委員会設置会社への移行について」にて別途開示しておりますとおり、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化およびさらなる経営の健全性と透明性を高めるため、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有する監査等委員会設置会社へ移行すべく、定款変更を行うものです。

また、会社法改正により責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、所定の見直しを行います。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

以上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示しております。)

改正前	改正後
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行通り)
(目的) 第2条 1.~9. (条文省略) (新設) <u>10.</u> (条文省略)	(目的) 第2条 1.~9. (現行通り) <u>10.管工事業及び電気工事業</u> <u>11.</u> (現行通り)
第3条~第4条 (条文省略)	第3条~第4条 (現行通り)
(機関) 第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. (条文省略) <u>2.監査役</u> <u>3.監査役会</u> 4. (条文省略)	(機関) 第5条 当社は、 <u>監査等委員会設置会社とし</u> 、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. (現行通り) <u>2.監査等委員会</u> (削除) <u>3.</u> (現行通り)
第2章 (条文省略)	第2章 (現行通り)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条~第16条 (条文省略)	第12条~第16条 (現行通り)
(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1人を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第17条 (現行通り) ② <u>前項の場合には</u> 、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

改正前	改正後
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数) 第18条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。 (新 設)	(員数) 第18条 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。 <u>② 当社の取締役のうち監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u>
(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会 <u>において</u> の決議によって選任する。 (新 設) ② (条文省略) ③ (条文省略)	(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によつて選任する。 ② <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u> ③ (現行通り) ④ (現行通り)
(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設) ② (条文省略)	(任期) 第20条 <u>監査等委員である取締役以外の</u> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ (現行通り)
(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 ② (条文省略)	(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、 <u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から</u> 代表取締役を選定する。 ② (現行通り)
第22条 (条文省略)	第22条 (現行通り)

改正前	改正後
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行通り)</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定められるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第26条 (現行通り)</p> <p>② 前項に定める取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当会社は、取締役(ただし、業務執行取締役等を除く)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限定額とする。</p>

改正前	改正後
(新 設)	<p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第28条 当社は、<u>重要な業務執行の決定の全部または一部を、法令で定められた範囲内で、取締役会の決議により取締役</u> <u>に委任することができる。</u></p>
第5章 <u>監査役および監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員および監査等委員会</u>
第27条～第29条 (条文省略)	(削 除)
<p>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p>第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第31条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員による同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員による同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第32条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款で定められるもののほか監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
第33条～第34条 (条文省略)	(削 除)

改正前	改正後
(新 設)	<u>第6章 会計監査人</u> <u>(会計監査人の選任)</u>
(新 設)	<u>第32条 会計監査人は、株主総会の決議によつて選任する。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の任期)</u> <u>第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
第6章 計 算	第7章 計 算
第35条～第38条 (条文省略)	第34条～第37条 (現行通り)

以 上